

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号） 新旧対照表（第三条関係）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二章 [略]</p> <p>第二章 一般社団法人</p> <p> 第一節 機関</p> <p> 第一款 [略]</p> <p> 第二款 役員等（第十二条—第二十条の二）</p> <p> [第三節—第四節 略]</p> <p>第三章 一般財団法人</p> <p> 第一節 機関</p> <p> 第一款 [略]</p> <p> 第二款 役員等（第六十一条—第六十三条の</p>	<p>目次</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>第二章 一般社団法人</p> <p> 第一節 機関</p> <p> 第一款 [同上]</p> <p> 第二款 役員等（第十二条—第二十条）</p> <p> [第三節—第四節 同上]</p> <p>第三章 一般財団法人</p> <p> 第一節 機関</p> <p> 第一款 [同上]</p> <p> 第二款 役員等（第六十一条—第六十三条）</p>

二)

〔第二節・第三節 略〕

〔第四章～第六章 略〕

附則

(電子提供措置)

第七条の二 法第四十七条の二に規定する法務省令
で定めるものは、第九十二条第一項第一号ロに掲
げる方法のうち、インターネットに接続された自
動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線
に接続することにより、その記録媒体のうち自動
公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該
装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を
有する装置をいう。以下同じ。）を使用するもの

〔第二節・第三節 同上〕

〔第四章～第六章 同上〕

附則

〔条を加える。〕

による措置とする。

(電子提供措置をとる場合における招集の通知の記載事項)

第七条の三 法第四十七条の四第二項に規定する法

務省令で定める事項は、電子提供措置（法第四十七条の二に規定する電子提供措置をいう。）をと

るために使用する自動公衆送信装置のうち当該措

置をとるための用に供する部分をインターネット

において識別するための文字、記号その他の符号

又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける

者がその使用に係る電子計算機に入力することに

よつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機

に備えられたファイルに当該情報を記録すること

〔条を加える。〕

ができるものその他の当該者が当該情報の内容を
閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに
当該情報を記録するために必要な事項とする。

（役員等賠償責任保険契約から除外する保険契約

）

第二十条の二 法第百十八条の三第一項に規定する

法務省令で定めるものは、次に掲げるものとす
る。

- 一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結す
る一般社団法人を含む保険契約であつて、当該
一般社団法人がその業務に関連し第三者に生じ
た損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任
の追及に係る請求を受けることによつて当該一

〔条を加える。〕

般社団法人に生ずることのある損害を保険者が
填補することを主たる目的として締結されるもの
の

二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任
を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受
けることによつて当該役員等に生ずることのある
損害（役員等がその職務上の義務に違反し若
しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じ
た損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任
の追及に係る請求を受けることによつて当該役
員等に生ずることのある損害を除く。）を保険
者が填補することを目的として締結されるもの

第二節 計算

第二節 計算

(貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法)

第五十一条 法第二百二十八条第三項の規定による措置は、第九十二条第二項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行わなければならない。

(役員等のために締結される保険契約に関する規定の準用)

第六十三條の二 第二十条の二の規定は、法第九

(貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法)

第五十一条 法第二百二十八条第三項の規定による措置は、第九十二条第二項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行わなければならない。

〔条を加える。〕

十八条の二において準用する法第百十八条の三第一項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、「一般社団法人」とあるのは、「一般財団法人」と読み替えるものとする。

第二節 計算

第二節 計算

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。